

令和4年度 地球温暖化対策設備等 設置費補助制度のご案内

【申請受付期間】 ※先着順

前期 令和4年4月1日（金）から令和4年9月30日（金）まで

後期 令和4年10月3日（月）から令和5年2月6日（月）まで

（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

【申請先・問い合わせ】

蕨市市民生活部安全安心推進課生活環境係

蕨市北町5丁目13番23号

電話 048-443-3706

1 補助対象となる設備と補助金額

設 備	補助額	補助対象設備の要件
①太陽光発電システム	1 システム 10万円	太陽光を利用して発電を行うシステムで、太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムに設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものであり、住宅の屋根等への設置に適しているもの
②太陽熱温水器 (自然循環型)	1 システム 5万円	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する集熱器及び貯湯槽が一体型のシステムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの
③太陽熱温水器 (強制循環型) ソーラーシステム	1 システム 5万円	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯及び空調に利用する集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの
④ガスエンジン給湯器 (通称名 エコウィル)	1 システム 5万円	<p>都市ガス又はLPガスを燃料とするガスエンジンにおいて発電を行い、発電時の排熱を給湯、暖房等に利用するシステムで、下記の要件を満たしているもの。</p> <p>ア ガスエンジンユニットの指定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 10kw 未満の小出力発電設備であること 2) JISB8122 に基づく計測を行い、総合効率が80%以上(LHV基準)であること 3) 都市ガス又はLPガスを使用するものであること <p>イ 貯湯ユニットの指定条件</p> <p>(社)日本水道協会品質認証センターの給水用具(湯桶器等)の認証登録があること、又は(財)日本ガス機器検査協会の給水装置認証登録がなされていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯湯容量が90ℓ以上500ℓ未満であること ・貯湯ユニットには、ガスエンジンユニットの排熱を吸収する貯湯槽を持つこと ・貯湯槽には、対となるガスエンジンユニットから供給されるエネルギー以外の熱を流入させないこと

設 備	補助額	補助対象設備の要件
⑤家庭用燃料電池装置 (通称名エネファーム)	1 システム 5万円	都市ガス、L P ガス又は灯油から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムで、下記の要件を満たしているもの。 ア 定格運転時において 0.4から 1.5kw の発電出力があること。また、熱出力温度(燃料電池ユニット部出口における温水温度)は 50℃以上であること イ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。定格運転時における低位発熱基準(LHV 基準)の総合効率が 80%以上であること ウ 貯湯容量 20 ㍓以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること
⑥雨水貯留施設	設置費の 2 分の 1 を乗じて得た額(1,000 円未満切り捨て) 1 基上限 5 万円	建物の屋根に降った雨水を貯留し、散水等雨水の有効利用をするための施設

※設備等は新品であり、補助金の交付決定日以降に設置工事に着手（新築の戸建て住宅は引き渡し）するもの。

2 補助対象者

市税を完納している方で、次のいずれかに該当していること

- ① 蕨市内に住所を有し、自ら所有する戸建住宅に地球温暖化対策設備等を設置する
- ② 地球温暖化対策設備等の設置された市内の新築の戸建住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する

※市内の新築の戸建住宅を購入予定であり、補助金申請時に市外在住であっても、住宅完成後速やかに転居し、住民登録を異動する場合は対象となります。

※補助金申請時に申請者の住民登録、市税の状況について確認することをご承諾いただきます。

3 交付申請の方法

設置工事着手前に「蕨市地球温暖化対策設備等設置費補助金申請書」に次の書類を添えて、安全安心推進課生活環境係へ直接提出してください（FAX、Eメール不可）。

申請書は必ず申請者本人が記入・押印してください。

工事請負契約書、見積書、内訳書、契約書等は申請者本人の名義としてください。

提出書類には同じ印鑑による捺印をお願いします。

代理人による提出は、代理人選任届が必要です。その場合、代理人1人が2件以上を同時に提出することはできません。

＜添付書類＞ ※提出書類に不備や不足があると受付できません。

- ① 経費の内訳および仕様、規格等がわかる工事請負契約書又は見積書等の写し
- ② 建物の登記事項証明書（新築又は建て替えの場合は完了報告時。雨水貯留施設の場合は不要。）
- ③ 売買契約書の写し（地球温暖化対策設備等の設置された新築の戸建住宅を購入する場合に限る。）
- ④ 工事着工前の現況写真（設置予定が写っている住宅の全景写真。新築又は建替えの場合は不要。）
- ⑤ 設置する場所の位置を示す平面図
- ⑥ 住宅が共有名義の場合は所有者全員の設備の設置についての承諾書
- ⑦ 令和4年1月2日以降に他市から転入された方は前住地の市区町村発行の納税証明書が必要となります。
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

4 交付申請の受付期間

前期 令和4年4月1日(金)から令和4年9月30日(金)まで

後期 令和4年10月3日(月)から令和5年2月6日(月)まで

（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

※受付は先着順とし、受付期間中であっても、申請額が予算額に達し次第、申請受付は終了となります。

5 交付の決定

交付申請書を審査し、交付要件に適合すると認めるときは、申請者に交付決定の通知をします。併せて、設置完了後に提出いただく「完了報告書」の様式をお送りします。交付決定の通知を受けた後、設置工事に着手（設備付き住宅を購入する場合は引き渡し）してください。

6 補助金の額の確定

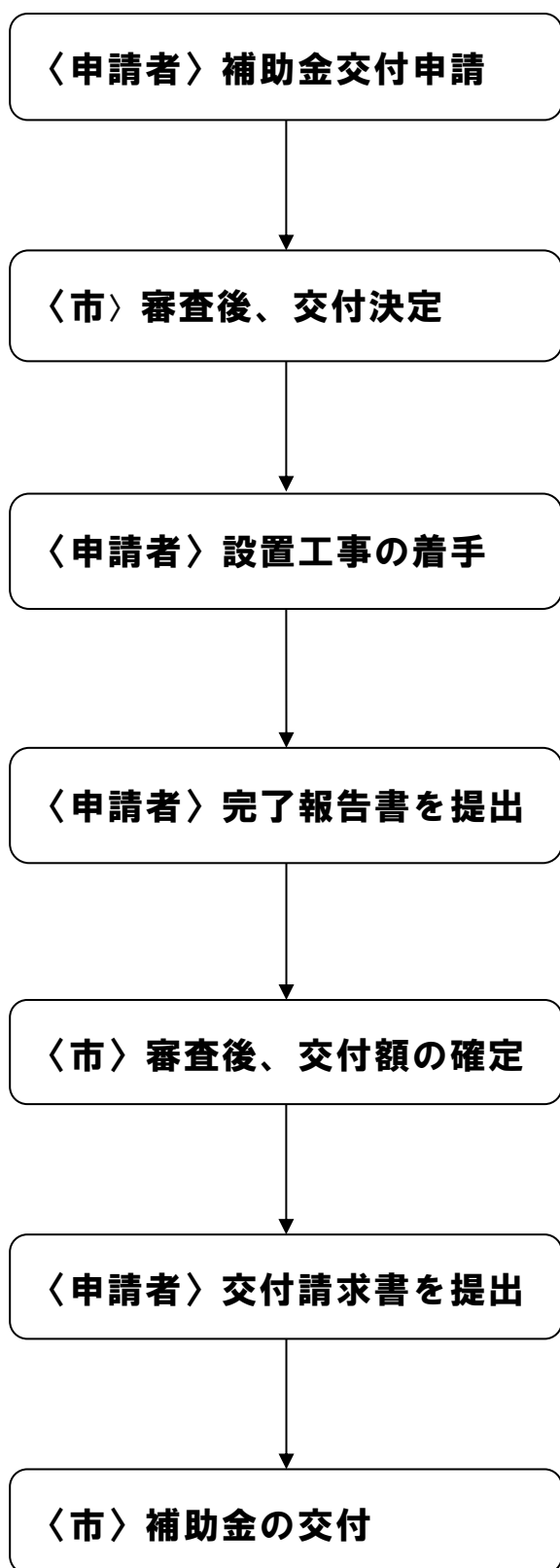
完了報告書をご提出いただきます。審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、「交付確定通知書」をお送りします。併せて、「補助金交付請求書」の用紙をお送りします。

7 補助金の交付

「補助金交付請求書」をご提出いただきます。領収書、補助金振込先の口座は申請者本人の名義としてください。

指定された金融機関に補助金を振り込みます。

補助金交付までの流れ



○補助金申請書に必要書類を添えて、申請してください。
(最終期限 令和5年2月6日)

○補助金交付・不交付決定通知および完了報告書の用紙を送ります。

○交付決定通知を受けた後、設置工事に着手(設備付き住宅購入者は引き渡し)してください。

○設置後1か月以内に、完了報告書に必要な書類を添えて提出してください。
(最終期限 令和5年3月31日)

○補助金交付確定通知書を送ります。

○補助金交付請求書を提出してください。

○指定された金融機関に補助金を振り込みます。